

岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施に関する委託契約書

岸和田市(以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)とは、岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 発注者は、居宅の浴室で入浴することが困難な重度身体障害者に対し訪問入浴サービスを実施することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく事業を受注者に委託する。

(実施場所)

第2条 受注者は、発注者の指示に従い、この事業を利用者の居宅において実施するものとする。

(入浴回数)

第3条 重度身体障害者を入浴させる回数は、週に2回を上限とする。

(委託料)

第4条 発注者は、事業委託料として、受注者に1人週2回までの利用につき1回_____円(消費税法第6条及び同法別表第二第7号ハ、消費税法施行令第14条の3第1項第8号、平成3年6月7日号外厚生省告示第129号第1項第1号イに基づき非課税)を支払うものとする。また週2回を超える利用については、当該事業の利用に要した費用の10割を受注者が利用者に直接請求するものとする。

2 受注者は事業委託料の請求については、発注者が指定する方法により翌月10日までに発注者に請求し、発注者は請求のあった日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(委託期間)

第5条 事業の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(適切な処置等)

第6条 受注者は、入浴前に利用者の体温、脈拍及び血圧等、必要な健康状態を検査し、入浴の適否を確認するものとする。又事業実施中に利用者の身体に障害が生じた場合、その他必要な場合は速やかに適切な処置を施すものとする。

(誓約書の提出)

第7条 受注者及び岸和田市暴力団排除条例(平成25年条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条同項第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第8条 受注者は、事業実施中に知り得た利用者の身上及びその家庭に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を実施するために発注者から提供された個人情報を契約の目的以外のことに利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 前二項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、事業実施中に事故が発生した場合には、速やかに発注者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、事業実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事業実施報告)

第11条 受注者は、毎月の事業実施報告書を翌月の10日までに発注者に提出し、発注者が指示した場合は、必要な報告又は資料を発注者に提出するものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約中であっても、発注者はこの契約を解除することができる。

(1) 発注者が、この事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 受注者がこの契約に違反したとき、又は第1条に定める委託事業が不相当であると認められたとき。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第13条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 受注者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 第4項の場合において、受注者が違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この契約に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、その都度発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者・受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)

(受注者)